器具及び備品	
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
事務机、事務いす及びキャビネット	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
応接セット	五
接客業用のもの	八
その他のもの	八
ベッド	五
児童用机及びいす	八
陳列だな及び陳列ケース	五
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六
その他のもの	八
その他の家具	五
接客業用のもの	五
その他のもの	八
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
冷房用又は暖房用機器	六
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
じゅうたんその他の床用敷物	
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
その他のもの	六
室内装飾品	三
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
食事又はちゆう房用品	一五
陶磁器製又はガラス製のもの	二
その他のもの	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八

事務機器及び通信機器	
謄写機器及びタイプライター	
孔版印刷又は印書業用のもの	
その他のもの	三
電子計算機	五
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
その他のもの	五
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
その他の事務機器	五
テレタイプライター及びファクシミリ	五
インターホーン及び放送用設備	五
電話設備その他の通信機器	六
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
その他のもの	一〇
時計、試験機器及び測定機器	六
時計	一〇
度量衡器	五
試験又は測定機器	五
光学機器及び写真製作機器	五
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
看板及び広告器具	三
看板、ネオンサイン及び気球	二
マネキン人形及び模型	三
その他のもの	一〇
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五
容器及び金庫	六
ボンベ	八
溶接製のもの	一〇
鍛造製のもの	八
塩素用のもの	六
その他のもの	七
ドラムかん、コンテナーその他の容器	三
大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	二
その他のもの	五
金庫	二〇
手さげ金庫	
その他のもの	